

4. 医療について

4-① 重度心身障害者医療費助成

所得制限基準額について、令和7年8月より変更となりました。

所得制限		
所得制限限度額		
扶養親族の数	所得制限基準額※	(参考)給与収入換算
0人	3,661,000円	5,252,000円
1人	4,041,000円	5,728,000円
2人	4,421,000円	6,203,000円
3人	4,801,000円	6,668,000円